

平成 28 年 熊 本 地 震

一部損壊世帯（非課税世帯）に対する災害義援金 申請書

熊本市長 様

※以下、太枠内に楷書で丁寧に記載してください。

(受付)

管理番号

<申請年月日> 令和 年 月 日

<り災証明番号>

<り災者氏名>

<り災者生年月日> T・S・H 年 月 日

<申請者氏名>

(り災証明書上の世帯主) 印

<現住所> 熊本市 区

<連絡先(電話番号)>

対象確認	市営	県営
リスト照合		

平成 28 年熊本地震により、住家が一部損壊の判定を受けた非課税世帯であり、裏面の同意事項 全てに同意のうえ、以下の通り災害義援金の支給を申請します。

なお、この義援金の請求に関する一切の権限を復興総室副室長へ委任します。

金融機関コード	支店コード	金融機関名(カナ)	支店名(カナ)
預金種別	口座番号(右つめ)		口座名義人(カナ)
1. 普通			

※振込先は、り災証明書上の世帯主の口座を指定してください。

注1) 通帳の写し等により口座情報が確認できない場合、義援金の振込に時間がかかることがあります。

注2) 普通口座・総合口座(普通預金)の振込先を御記入ください。(貯蓄口座・当座預金口座等は 不可)

注3) 金融機関コード・支店コードがわからない場合は、記入の必要はありません。

<申立>

世帯構成員中の下表の者については、平成 28 年度の住民税の計算において課税される所得金額 が無いことを申し立てます。

世帯員氏名	世帯員氏名

<申立日> 令和 年 月 日

<申立人>
(り災証明書上の世帯主) 印

同意事項

1. 義援金配分事務に必要な範囲で、熊本市が保有する私の世帯の個人情報の利用に同意します。
2. 申請内容に虚偽があった場合は、受け取った義援金を速やかに返還することに同意します。

<注意事項>

1. 建物被害の再調査を依頼している世帯、又は、依頼予定の世帯は申請しないでください。
最終的なり災証明の被害区分が確定した後に、被害区分に応じて申請してください。
2. 申請書の記載誤りや内容に疑義等があった場合は、個別にご連絡させていただく場合があります。
記載漏れや誤りが無いようご注意ください。
3. 義援金の申請受付後、審査のうえで支給を決定します。毎月末日までに申請を受け付けた分について、翌月 25日（振込日が金融機関の休日にあたる場合は翌営業日）頃に指定の口座に振り込みますので、予めご了承ください。
4. 支給に当たっては、決定通知書等は送付しません。指定の口座への振込みをもって、決定通知にかえさせていただきます。
5. 支給前に、世帯の全員が亡くなられた場合は、配分対象となりません。
6. 今後、追加配分があった場合は、改めて申請する必要はありません。申請時に指定された口座に追加で振り込みます。

<提出書類等>非課税世帯の場合は、下記をご準備の上、各区総合相談窓口にて申請してください。

- 一部損壊世帯（非課税世帯）に対する災害義援金申請書（本紙）
- 住家のり災証明書（写し可）
- 振込口座の通帳の写し（振込先は、原則としてり災者（世帯主）名義に限ります。）
- 平成 28 年度の住民税（所得・課税）証明書（世帯全員分）

（平成 28 年 1 月 1 日に住所を有していた市町村にて発行を受けてください。）

※課税される所得金額がない場合には、申立欄の記載にて所得証明に代えることが可能です。

<申請期限>

- 平成 29 年 4 月 28 日（金）まで
ただし、り災証明書の発行が遅れているなどのやむを得ない理由があれば、上記期限にかかわらず、当分の間、申請を受け付けます。

<お問い合わせ・申請窓口>

○各区役所総合相談窓口：受付時間：月～金曜日の 9：00～16：00（祝日除く）

[中央区]：熊本市役所本庁舎 1F 096-328-2105

[東区]：東区役所 096-367-9267 [西区]：西区役所 096-329-2829

[南区]：南区役所 096-357-4757 [北区]：北区役所 096-272-1972

○課税状況に関するお問い合わせ

中央税務課：096-328-2181 東税務課：096-367-9138

西税務課：096-329-1174 南税務課：096-357-4143 北税務課：096-272-1114